

目黒区立学校施設利用（子ども団体）要件確認書 スポーツ施設利用

目黒区長 あて

私たちは、目黒区立学校施設の使用を希望する登録団体（区民）であり、以下の要件のすべてを満たしていることを確認し、区（教育委員会）からの指示に従い、学校施設を安全に使用することを誓約いたします。なお、区（教育委員会）が要件にあてはまらないことを確認した場合は、ただちに登録を取り消されても異存ありません。

（以下の内容にあてはまるごとご確認のうえ、チェック欄に□を行い、署名欄に団体名・代表者氏名・住所・連絡先等をご記入ください。なお、文中の原則によらない場合を含め、学校施設使用上のルールは、別紙を参照してください。）

◆団体登録要件に関すること

- 1.自主的な団体で、組織的かつ継続的に社会教育、又は区内のコミュニティ形成を行うことを目的とした団体である。
- 2.政治・宗教・営利となる活動を行わない団体である。
- 3.構成員は、校庭で活動する団体は10名以上、体育館のみで活動する団体は5名以上あり、全員が小学生または中学生である。過半数以上を区内在住・在学の同一の世帯に属さない小学生または中学生で構成し、かつ原則として区外の構成員は10名未満であり、名簿に登録された児童（生徒）以外は使用しない。
- 4.代表者は、区内在住・在学または在勤の18歳以上であり、自らが、講師（指導者）となった教室（スポーツ塾）として、授業料を徴収するなどの運営をしていない。

◆団体の運営に関すること

- 5.会費等の自主的な財源により運営する団体である。
- 6.外部講師は、団体の運営や意思決定に関与せず、技術指導のみを行う。
- 7.会の運営内容は、会員が主体となって決定しており、営利非営利を問わず外部の団体等に委託していない。
- 8.スクール、教室、塾、その他企業等の名称を使用した営利団体と誤解される宣伝・広告・勧誘活動を行わない。また、これらの名称を使用した団体等の間接的な宣伝・広告・勧誘活動に関与していない。
- 9.インターネットやSNSで一般参加者を募るなど、学校施設を利用した宣伝・広告・勧誘活動を行わない。（例：クラウドファンディングの返礼等）
- 10.構成員から徴収する会費は、実費を大きく上回ることはない。

◆団体の利用に関すること

- 11.利用時間を遵守し、利用時間内に準備・片付けを行う。

- 12.学校の近隣の迷惑になる行為（無断駐車駐輪・ゴミのポイ捨て・喫煙・騒音等）を行わない。
- 13、事前に許可されている学校で、他の団体と練習試合を行うときは、招聘する団体を含む2団体までの活動とし、併せて以下の事項を遵守する。
 - (1) 他団体を招聘した際に発生した事故等について、招聘された団体に起因するものであっても連帯して責任を負い、問題の解決にあたる。
 - (2) 構成員の過半数が区外者である団体を招聘するときは、利用者全体の割合で区外者が過半数を超えないよう確認を行う。
- 14.会員の心身の健康管理、事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶に努めている。
- 15.学校施設使用料は、区所定の方法により遅滞なく支払う。
- 16.学校使用にあたってのルールは、団体構成員全員に周知したうえで利用する。

年　　月　　日

フ　　リ　　ガナ
団　　体　　名_____

活　動　種　目_____

団体代表者氏名_____

連　絡　先_____ (_____)

ホ　ー　ム　校_____ 小・中学校_____

団体登録地区 北部・東部・中央・南部・西部

(ホーム校が所属する地区に○)